

□不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	市民文化部 住民課 庶務係 葬斎場	
不利益処分名	徳島市立葬斎場利用承諾の取消し等	
根 拠 法 令	徳島市立葬斎場条例	
根 拠 条 項	第9条	
連 絡 先	(電話 621-5132)	
処 分 基 準	基 準	<p>【徳島市立葬斎場条例】 (利用の承諾の取消し等)</p> <p>第9条 市長は、利用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反したときは、利用の承諾を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止し、又は退場を命ずることができる。</p>
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成26年 8月 1日設定 (令和 6年 1月 17日最終変更)